

令和5年度

岐阜市交通安全

重点推進施策

岐阜市交通安全推進協議会

目 次

1 交通事故等の現状と傾向	
(1)交通事故等の現状 1
(2)交通事故の傾向 1
ア 高齢者を取り巻く交通環境 2
イ 子どもを取り巻く交通環境 3
ウ 自転車を取り巻く交通環境 3
2 重点推進事項 5
3 重点推進事項の具体的取組	
(1)高齢者等の交通事故防止 6
(2)子どもの交通事故防止 8
(3)自転車の安全利用の推進 9
(4)飲酒運転や妨害運転等の危険運転の根絶 11
(5)横断歩道における歩行者最優先の徹底 12
(6)全ての座席のシートベルトとチャイルド シートの正しい着用の徹底 13
(7)夕暮れ時と夜間の交通事故防止 14
(8)踏切道における交通の安全 15
4 主な交通安全キャンペーン 16
5 岐阜市の主要事業計画等	
(1)令和4年度 主要事業報告 17
(2)令和5年度 主要事業計画 19
6 資料集	
(1)岐阜市の交通事故概要(警察署管内別) 22
(2)令和4年中の年齢別市内事故人数 23
(3)岐阜市交通安全推進協議会要綱 24

1 交通事故等の現状と傾向

(1) 交通事故等の現状

令和4年中の岐阜市における交通事故発生状況は、**人身事故件数が777件、負傷者数が908人、死者数が13人**でした。前年と比較して人身事故件数は5件、負傷者数は49人減少し、死者数は8人増加しました。**死者13人のうち11人が65歳以上の高齢者**で、そのうち9人が**交通弱者（歩行者や自転車利用者）**でした。**超高齢社会の中、高齢者が関与する交通事故が増加**しています。

また、無謀な道路横断や自転車の交通ルール違反等に起因する事故が発生していることや、依然として、飲酒運転等の悪質な運転を行うドライバーも見受けられることから、**交通社会に参画する市民一人ひとりの交通安全に関する意識をより高める交通安全対策が急務**です。

本市では、令和3年10月に「**第11次岐阜市交通安全計画（令和3～令和7年度）**」を策定し、令和7年までに**死者数を年5人以下に、死傷者数を年800人以下**にすることを目指しています。令和4年においては、死者数は13人、死傷者数は921人となり**死者数、死傷者数ともに目標を達成することができませんでした**。

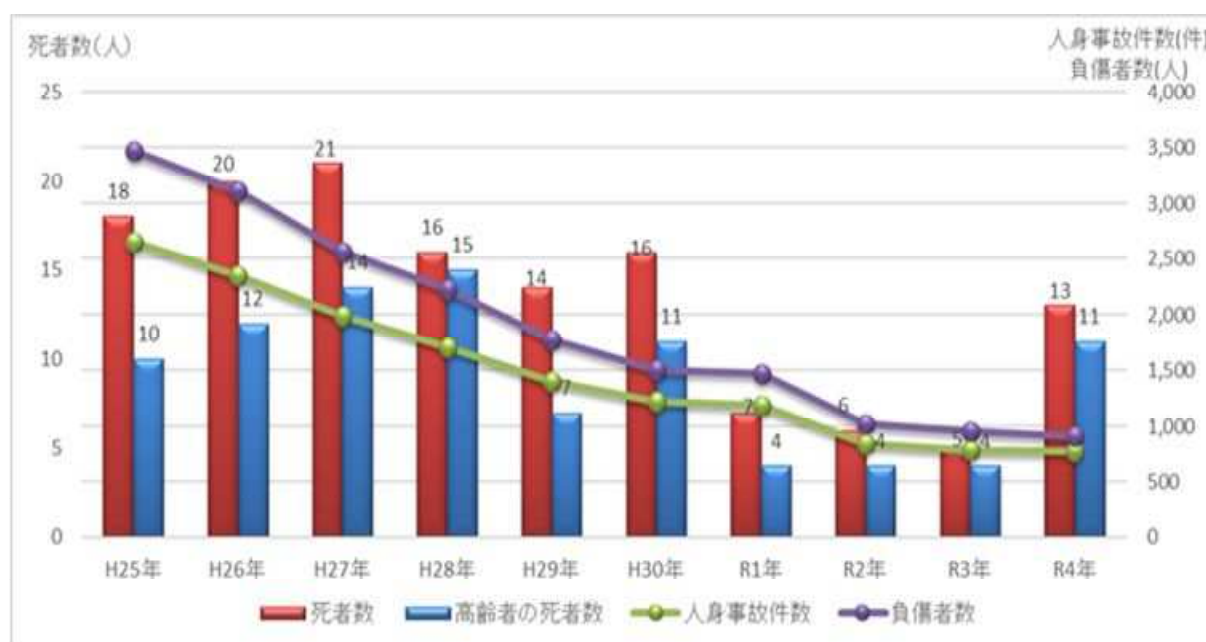
さらに、5月に10年ぶりに岐阜県下に「**交通死亡事故多発県内警報**」が発令され、**年間を通じ3回発令**されました。

令和5年になり、市内において**4月末現在交通事故で1人が死亡**されています。

岐阜市交通安全推進協議会では、市民に対する交通安全思想の普及、徹底を図るとともに、「**交通安全**」を生涯教育の一環として、幼児から高齢者までのそれぞれの年代に応じた**参加・体験・実践型の交通安全教育事業**や各種の**交通安全施策を推進**するため、令和5年度重点推進事項を定め、「**交通事故のない安心して暮らせる都市**」の実現に向けて、関係機関・団体及び地域住民が一体となりオール岐阜市のもと、取り組んでまいります。

(2) 交通事故の傾向

【市内の10年間の交通事故状況】



ア 高齢者を取り巻く交通環境

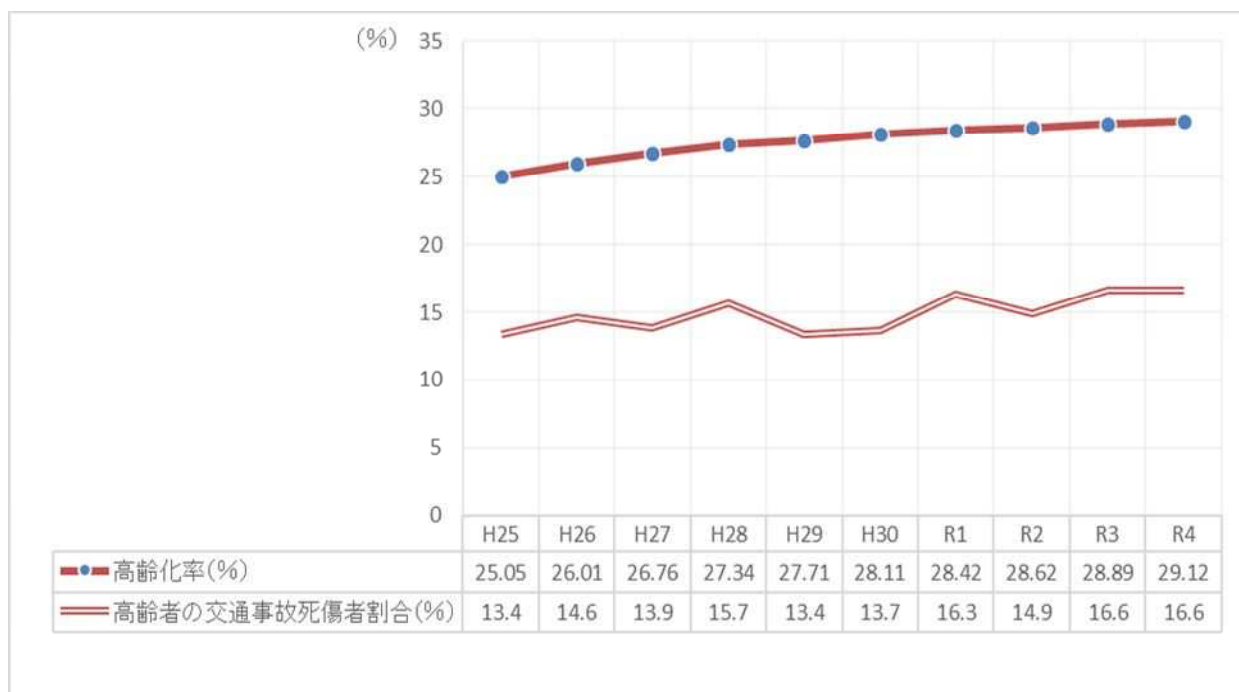
超高齢社会の中、高齢者が被害者となる交通事故は、全死亡事故のうち、依然として**高い割合**を占めており、**高齢者が関与する事故はますます増加**するものと見込まれます。

中でも、**交通弱者（歩行者や自転車利用者）の被害が多く発生**するとともに、近年は、**高齢運転者の交通事故も社会問題**となっており、一層の対策が求められます。

また、今後さらに進展する高齢社会に向け、高齢者を交通事故の被害者にも、加害者にもさせない社会の実現が重要となります。

令和4年に岐阜県内で、高齢者の歩行者が**夜間に歩行中に亡くなった方が17人**いますが、**そのうち15人が反射材を着用していません**でした。そのため、今年度より「高齢者等運転免許証自主返納支援事業」の申請者に対して**反射材を配布**する等、**高齢者への反射材着用を促進**します。

【市内高齢化率と交通事故死傷者の割合】



※高齢化率は各年4月1日現在

【令和4年の市内における死亡事故の内訳】

区分	人数(人)	割合(%)	うち高齢者(人)	割合(%)
歩行者	8 (3)	61.54 (60.00)	7 (2)	87.50 (66.67)
自転車	2 (2)	15.38 (40.00)	2 (2)	100.00 (100.00)
自動車(バイク含)	3 (0)	23.08 (0)	2 (0)	66.67 (0)
合計	13 (5)		11 (4)	

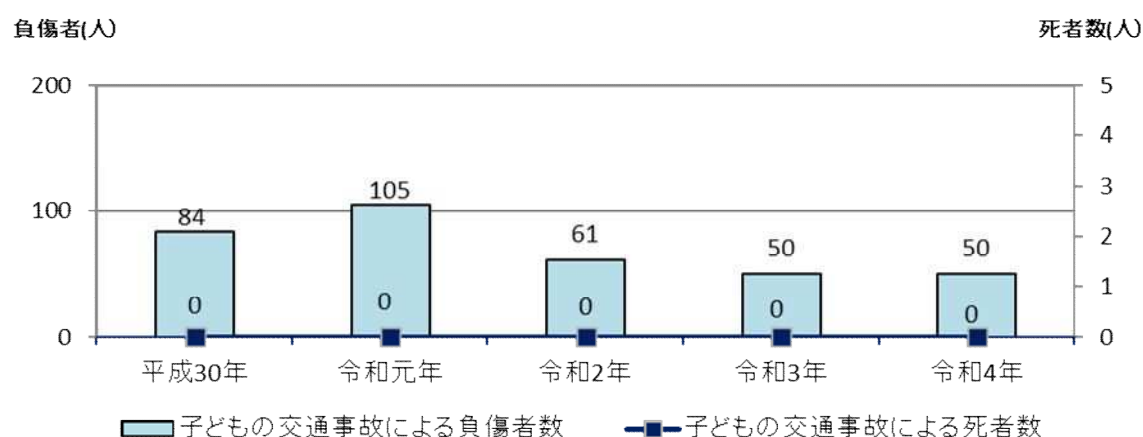
()内は令和3年

イ 子どもを取り巻く交通環境

市内における子ども（中学生以下）の交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、その多くは**自動車乗車中**及び**自転車利用中**の事故によるもので、幼児や小学校低学年は自動車乗車中（20件中15件）、小学生高学年から中学生では自動車乗車中（30件中13件）及び自転車利用中（30件中13件）の事故が多い傾向が見られます。年代により変化する生活環境に応じた対策を講ずる必要があります。

とりわけ、子どもの交通安全の確保は、「**こどもファースト**」を掲げる本市にとって、**最優先に取り組むべき課題**です。子どもやその保護者、地域が安心して暮らすことができる岐阜市の実現には、道路施設や交通安全施策の拡充のみならず、交通安全教室等を通じた、きめ細かな交通安全教育の充実が求められます。

【市内における子どもの交通事故による死傷者数】



ウ 自転車を取り巻く交通環境

自転車は、誰もが手軽に使える便利な移動手段として、また、環境に優しい乗り物として幅広く利用されています。

しかしながら、通学手段として日常的に自転車を用いる中・高校生をはじめ、自転車利用者の交通ルール、交通マナーの欠如が問題となっています。また、平成25年12月に施行された改正道路交通法において、**自転車の道路右側の路側帯通行が禁止**されたほか、平成27年6月に施行された改正道路交通法において、**悪質自転車利用者への講習が義務化**されましたが、まだまだ浸透していない状況です。

また、自転車は、歩行者と衝突時に加害者となることも多く、近年では、自転車利用者に高額な賠償命令の判決が下された事例も発生しています。

こうしたことから、令和4年4月1日に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、10月1日から**自転車保険の加入義務化とヘルメットの着用が努力義務化**され、また、令和5年4月に施行された改正道路交通法において、**全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務**となりました。さらに令和5年7月に施行される改正道路交通法において**電動キックボードに適用される規制が緩和**され、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「**特定小型原動機付自転車**」とし、**運転には運転免許を要しないこと**や、**ヘルメット着用が努力義務**となることなどを踏まえ、自転車や電動キックボードの安全で適正な利用についての啓発と周知が必要です。

また、自転車は車両であり、本来は車道通行が原則であることから国において

「安全で快適な自転車利用環境ガイドライン」が平成28年に策定されました。岐阜市においても、平成23年3月に策定された「自転車走行環境整備計画」を平成29年に見直し、自転車が車道を安全に通行でき、かつ快適な自転車走行環境を形成するため、**中心市街地を基本とした計画エリア**において、**自転車ネットワーク路線**を設定し、「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」の3つの整備形態と「ソフト施策等による安全対策」を行っています。

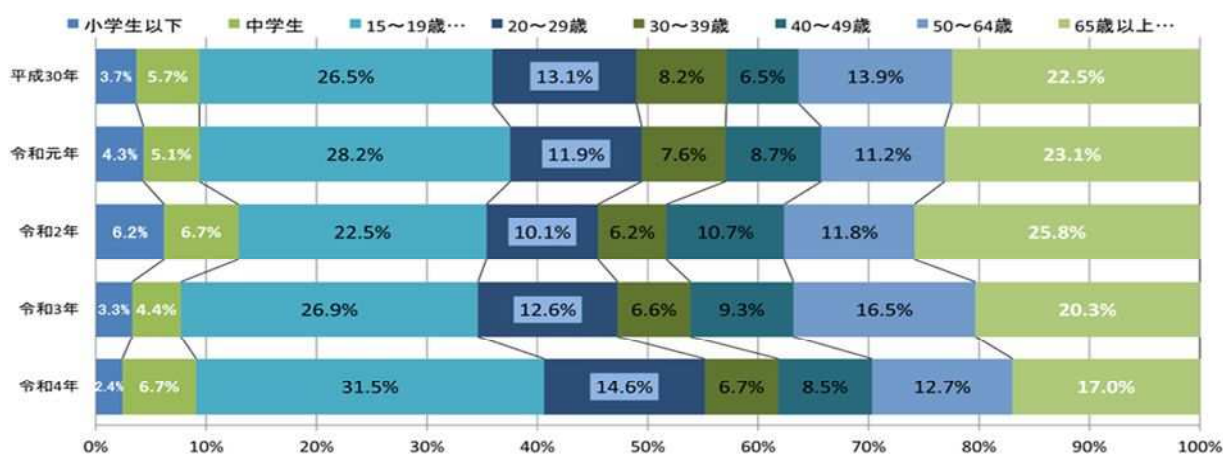
さらに、岐阜県警察においても、自転車に関連する交通事故が発生し、又は発生が懸念される地区・路線を「**自転車指導啓発重点地区・路線**」として定め、重点的かつ計画的に、啓発活動や指導取締りなどを推進しています。

岐阜市内の重点地区・路線については、以下のとおりです。

- ・長良橋通り
本町3丁目～神田町10丁目・長良福光交差点～長良橋北交差点
- ・金華橋通り 四屋町～橋本町1丁目
- ・忠節橋通り
忠節町4丁目～橋本町2丁目・正木古川東交差点～忠節橋北交差点
- ・国道157号 岐阜国道事務所前～茜部本郷交差点
- ・市橋地区
- ・岐阜大学周辺

以上のような交通環境を踏まえ、自転車の安全運転について教育・指導等を行うとともに、自転車と歩行者が安全に安心して利用できるよう、自転車走行ルート等の整備が求められます。

【市内自転車事故死傷者数の割合（年代別）】



【自転車乗用中死傷者の年齢別ヘルメット着用率（過去5年間）】

岐阜県警察本部交通企画課交通事故統計資料



2 重点推進事項

令和5年度においては次の事項に重点を置き、具体的な交通安全施策を推進します。

《令和5年度重点推進事項》

- 1 高齢者等の交通事故防止
- 2 子どもの交通事故防止
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 飲酒運転や妨害運転等の危険運転の根絶
- 5 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- 6 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 7 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 8 踏切道における交通の安全

3 重点推進事項の具体的取組

具体的に推進する施策の内容は次のとおりとし、**関係機関・団体が相互に連携**を図りながら、**地域・学校・職場等それぞれの分野で、その実情に応じて積極的な活動**を展開します。

(1) 高齢者等の交通事故防止

令和4年中の市内の交通事故死者数は、令和3年の5人に対し、**13人**となりました。死者のうち**高齢者は11人(前年4人)で、84.62%**(前年80.00%)と**高い割合**を占めています。また、高齢者の負傷者数は**135人(前年156人)で、全負傷者の14.9%**(前年16.3%)を占めています。

このような状況から、高齢者の交通安全意識の高揚、一般運転者に対する保護意識の醸成を図ります。更に、改正道路交通法が令和4年5月13日に施行され、**運転技能検査制度及び安全運転サポート車等限定条件付き免許が導入**されたことから、同制度の周知を図ります。

さらに、高齢者の交通事故防止対策として、引き続き自治会連合会や交通安全協会、岐阜市交通安全女性等の協力を得ながら**高齢者世帯訪問等による個別の交通安全啓発を推進**するほか、**高齢運転者が加害者となる交通事故が社会問題化**していることから、運転に不安のある高齢運転者の方に対し、運転免許証の自主返納のさらなる促進を図ります。

このほか、高齢者が自らの行動特性を理解し、未然に交通事故を防止できるようになることを目的とした、**参加・体験・実践型の交通安全教育を実施**することにより、高齢運転者の交通安全意識の一層の醸成を図ります。

また、障がいがある人を含め、多様な人々が安心して暮らすことができるようにするため、道路施設のバリアフリー化のさらなる促進や、**常に交通弱者(高齢者や障がいがある人)を守る運転をするよう啓発**する等、ハード・ソフト両面の対策を講じていく必要があります。

推進事項	推進内容
① 家庭、地域の保護意識を図るための交通安全活動の推進	○家庭をはじめ、老人クラブ等地域におけるコミュニティ活動の場での話し合いを通じて、高齢者の交通事故防止について交通安全意識の高揚を図る。 ○日頃の啓発活動を通じて、「高齢者や障がいのある人への思いやり」を基本とした安全運転を推進する。

<p>② 高齢者を対象とした交通安全教育・指導の推進 【強化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全関係団体等の協力により、地域の実情にあわせて高齢者世帯を訪問し、個別の交通安全指導を実施する。 ○出前講座等を通じ、夕暮れ時や夜間の外出時には、明るく目立つ色の服装と反射材用品着用の徹底を図る。 ○「高齢者交通安全大学校」等において、安全な交通行動を身に付けることを目的に、「シルバー・セーフティ・スクール」、「夜間体験学習」及び「高齢者自転車安全大会」等の参加・体験・実践型教育を推進する。 ○岐阜市地域安全推進指導員による寸劇等により、高齢者が交通ルール・マナーを楽しく理解・学習できる「交通安全出前講座」を実施する。 ○自転車乗用中の死者の大半は、頭部の怪我によるものであることから、頭部を守る重要性和自転車乗車用ヘルメット着用について啓発に努める。 ○運転シミュレーターの活用により、運転能力の有無を認識する機会をつくる。 ○運転技能検査制度及び安全運転サポート車等限定条件付き免許が導入されたことから、同制度の周知を図る。
<p>③ 高齢運転者対策の推進 【強化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等やその家族に、運転免許証の自主返納制度について周知を図りながら、高齢者等運転免許証自主返納支援事業を促進し、一層の交通事故防止を図る。 ○「高齢者等運転免許証自主返納支援事業」の申請者に対して反射材を配布する。
<p>④ 先進技術の導入と周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○衝突被害軽減ブレーキ等が搭載された車の普及や、車の自動運転など交通安全システムが実用化の段階に至るにあたり、技術を理解し受け入れる機運を醸成していくため、その性能を過信することなく、正しくその有効性を理解して運転するよう適切な情報発信を行う。

(反射材着用時の様子)



(2) 子どもの交通事故防止

令和4年中の子ども(中学生以下)の交通事故による死者数は0人(前年0人)で、負傷者数は50人(前年50人)でした。

子どもの交通事故防止対策として、**心身の発達段階に応じた交通安全教育**を生涯教育の一環として捉え、保育所(園)、幼稚園、認定こども園及び学校において、保護者等の協力のもと、**基本的な交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する教育を推進**し、健全な交通社会人の育成に努めます。

推 進 事 項	推 進 内 容
① 家庭における交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な道路の通行や横断方法、特に自転車利用中や歩きながらのスマートフォン等の操作の危険性について、家族全員で話し合う場を設け、交通ルール・マナーの徹底を図る。 ○幼児に対しては、日常生活の中で保護者が手本を示し、具体的かつ実践的な交通安全教育を実施する。
②地域における交通安全活動の推進【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜市通学路交通安全プログラムに基づき、市内の小学校を対象に3年に1回、合同点検を行い、継続的に安全対策を実施する。さらなる通学路の安全性向上に向け、新たな取組としてビックデータやA I技術を活用して潜在的危険箇所を見える化し、交通事情に精通した地域住民と一緒にハード・ソフト両面の対策をとりまとめるワークショップを実施する。 ○防護柵などの安全施設の整備、生活道路へのゾーン30プラスの整備を推進する。 ○通学(園)路において街頭指導を実施し、子どもの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための指導を行う。 ○地域住民が積極的に子どもに声をかけることにより、地域ぐるみで子どもを交通事故から守る意識を醸成する。 ○模擬衝突体験車(シートベルトコンビンサー)などを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進を図る。
③学校等における交通安全教育の推進【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ○心身の発達段階に応じた交通安全教育を実施する。小学校における交通安全教室の開催や交通少年団の育成を図る。 ○タブレットを活用した小・中学生への交通安全情報の発信。 ○交通安全教室等を開催し、歩行者・自転車利用者として必要な知識と技能を習得させて、危険を予測し回避する意識と能力を高めるとともに、自らの命を守る力を醸成する。 ○信号機のない場所の横断について手を上げるなどして運転者に横断の意思を明確に伝えるよう啓発する。また、子ども自らが自動車のドライバーとの「アイコンタクト」で安全を確認できるように指導する。
④幼児交通安全クラブ(ぞうさんクラブ)での保護者への交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が幼児の行動特性を理解し、心身の発達段階に応じた交通安全について学習することにより、幼児の交通安全を確保するとともに、指導の円滑化を図る。 ○各種行事の機会をとらえ、子どもを通じて保護者の交通安全に対する意識改革を促す。 <ul style="list-style-type: none"> ・特に、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を研修やぞうさんクラブだよりを通じて啓発する。 ・チャイルドロックの利用や子どもの乗り降りの確認など自動車利用時の子どもの安全確保について啓発する。

推 進 項 目	推 進 内 容
① 学校等における自転車安全教育	<p>○学校における交通安全教育を推進し、自転車は道路交通法上の車両であり、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを児童・生徒に理解・定着させる。</p> <p>○小学校で実施する交通安全教室において、自転車の正しい乗り方、交通ルール・マナーの指導により自転車安全利用の向上を図る。</p> <p>○自転車安全利用に係る事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者交通安全大学校」等で自転車講習会を受講した高齢者に「自転車安全運転者証」を交付して自転車の安全利用を促進する。 ・小学校等で実施する自転車教室を受講した児童・生徒に、「自転車安全運転者証」（紙タイプ及び反射シールタイプ）を交付して自転車の安全利用を促進する。 ・済美高等学校、鶯谷中学・高等学校を自転車安全利用推進校に指定し、通学等で自転車を利用する機会の多い中・高校生に対し、街頭啓発及び安全利用講習会等を通じ、交通ルールの習得と交通マナー意識の向上を図る。 <p>○中・高校生へ啓発チラシを配布し、交通安全情報の周知を図る。</p>
② 自転車の安全利用の推進【強化】	<p>○歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反射材用品の取り付けを促進 ・傘差しやスマートフォン・イヤホン使用等「ながら運転」の危険性の周知徹底 ・自転車に乗る際にはヘルメットを着用するよう啓発 ・自転車の定期的な点検・整備の啓発 <p>○地域・家庭・職場における啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用推進月間(5月)を中心に、中・高校生の通学時間帯における街頭啓発活動を強化する。 ・身体の大きさに合った自転車利用を促進する。 ・自転車の正しい乗り方、交通マナーについて、家族で話し合う。 ・保護者等は子どもを幼児用座席に乗せる場合や子どもが自ら自転車に乗る場合には、ヘルメットを着用させる。 ・自転車には側面反射材を装着し、夕暮れ時や夜間には、ライトを必ず点灯する。 ・「自転車走行環境整備計画」に位置付けられた自転車ネットワーク路線における“自転車道”“自転車専用通行帯”“車道混在”の3つの整備形態と“ソフト施策等による安全対策”を推進する。
③ 自転車保険の加入促進【強化】	<p>○自転車が加害者となる高額賠償事故が発生していることから、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入を促進する。(TSマーク付帯保険等)</p> <p>○市立岐阜商業高校、市立中学校において、自転車保険加入を自転車通学の許可条件とする。</p> <p>○岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知(自転車保険の加入義務化とヘルメット着用の努力義務など)</p> <p>○ぞうさんクラブ研修会(幼児の保護者、各保育所等の職員への交通安全研修会)や、小学校での交通安全教室、中・高生への啓発チラシの配布、高齢者への出前講座等を通じ、自転車保険への加入促進を図る。</p>

(4) 飲酒運転や妨害運転等の危険運転の根絶

令和4年中、市内の飲酒運転による死亡事故は1件でしたが、飲酒運転が原因で発生した人身事故は9件でした。改正道路交通法により令和4年4月1日から乗車定員が11名以上の車両を1台以上または乗車定員に限らず5台以上を使用する事業所の運転者に対して、目視による酒気帯びの確認が義務化され、令和4年10月1日からは**アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化**されました。さらに、令和5年2月16日に岐阜市と岐阜中警察署との間で**岐阜駅北地域における安全・安心なまちづくりに関する協定書を締結**し、岐阜駅北地域での**飲酒運転根絶等交通安全及び道路交通秩序の維持について連携**して取り組んでいきます。

また、**あおり運転をはじめとした「妨害運転等」を根絶**することは、本市が安全・安心なまちづくりを実現するうえで極めて重要な課題であり、市民協働のもとに**「飲酒運転や妨害運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立**を図り、これらの根絶を推進します。

最近では、スケートボードでの迷惑行為が目立つようになり、とりわけ交通が頻繁な路上等での悪質な利用は、事故の発生が懸念されることから、警察や地域住民とも連携し、スケートボード利用者へのマナー向上を啓発していきます。

推進事項	推進内容
<p>① 家庭・地域・職場での交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動を通じて、家庭・地域・職場等が一体となり、飲酒運転や妨害運転を根絶する環境づくりを促進する。 ○酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送る「ハンドルキーパー運動」や同じ職場の同僚等の都合にあった配車を行う「乗り合わせ」キャンペーンを推進する。 ○飲酒運転に関する「スリーチェック」キャンペーンを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・チェック1（家庭では）二日酔いの確認 ・チェック2（職場では）飲酒後の帰宅手段の確認 ・チェック3（飲食店では）ハンドルキーパーの確認 ○職場においては、アルコール検知器を導入する等、徹底した管理体制を構築する。 ○酒類を提供する飲食店に対して、運転者に酒類を提供しないよう呼びかける。 ○飲酒運転や妨害運転の悪質性・危険性、それらに起因する交通事故の悲惨さを訴えて、規範意識の確立を図る等、飲酒運転や妨害運転を根絶するための交通安全教育を図る。 ○飲酒運転や妨害運転といった、危険・悪質な運転に起因する交通事故被害を防止するため、通学路や通園路等への防護柵などの安全施設の整備、生活道路へのゾーン30プラスの整備を推進する。 ○飲酒状態体験ゴーグルを装着して、運転シミュレーター等を活用することにより、飲酒運転の危険性を体験する機会をつくる。 ○路上等でのスケートボードの悪質な利用をしないようチラシ配布や啓発を実施する。
<p>② 関係機関と連携した啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○妨害運転の危険性を記したのぼり旗やチラシにより、広く市民に啓発を行う。 ○不正改造車排除の啓発を行う。

(5) 横断歩道における歩行者最優先の徹底

令和4年中に市内で発生した歩行中の交通事故による死者数は、8人（前年3人）で、横断歩道を横断中の交通死亡事故は1人でした。

令和4年に一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が実施した、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査において、岐阜県は、57.0%と、前年調査結果（35.5%）と比べ大幅に停止率が上がり全国平均（39.8%）を上回りました。しかし、道路交通法では、「横断歩道等における歩行者等の優先」を定めているものの、いまだ徹底されていないとは言えません。

運転者に対して「横断歩道における歩行者最優先」の徹底について啓発活動を進めるとともに、歩行者に対しても、横断時における安全確認の徹底を図っていきます。

推進事項	推進内容
①交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者に対して、横断歩道においては、横断している歩行者や横断しようとしている歩行者がいる場合は手前で一時停止し、歩行者の進行を妨げてはならない等、「歩行者の優先」が法律で定められていることの交通安全教育を実施する。 ○幼児期より、横断歩道や歩行者用信号の表示色の意味（青色点滅信号は、車両用信号の黄色と同意味等）を正しく理解させることや、斜め横断の禁止等、基本的な歩行者の交通ルールを遵守させるため、幼児交通安全クラブ（ぞうさんクラブ）で、各保育所等の幼児、職員や保護者に対する教育を推進する。 ○単路における横断歩道のみならず、信号交差点などに設置されている横断歩道についても、右左折時における歩行者の安全確認の徹底を図る。 ○歩行中の高齢者が交通死亡事故の被害者になるケースが後を絶たないことから、出前講座等において、自ら安全な行動ができるよう交通ルールやマナーの周知を図る。
②歩行者に対する交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○道路横断中など道路上での「ながらスマホ」「歩きスマホ」をしない等、正しい交通マナーの実践を啓発する。 ○歩行者は、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その表示に従って横断する等、交通ルールの周知を図り、道路横断時の手上げや安全確認を確実に行うよう交通安全教育を推進する。また、歩行者が自動車のドライバーとの「アイコンタクト」で安全を確認できるように啓発する。
③広報、啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全運動期間に、ラジオ放送を通じて、「横断歩道は歩行者最優先」であることを啓発する。 ○のぼり旗「横断歩道は歩行者最優先」を作成し、街頭啓発時に活用することにより、効果的な啓発活動を実施する。

(6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底

令和4年中の市内における自動車乗車中の死者数は3人でしたが、シートベルトの使用状況調査をみると、**後部座席同乗者**にはいまだ着用が徹底されていません。

【シートベルト 着用状況全国調査(2022)から】

区 分	一般道		高速道路	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
運転者(%)	99.1	99.1	99.6	99.6
助手席同乗者(%)	96.9	96.7	98.7	98.9
後部座席同乗者(%)	42.9	42.9	78.0	75.7

※警察庁と一般社団法人日本自動車連盟（JAF）との合同調査による着用・使用率

運転席、助手席はもちろん**後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトの着用**をより強力に推進するとともに、**チャイルドシート**の使用と正しい**取り付け方法の徹底**を図り、継続的に各種広報啓発活動を実施します。

推 進 事 項	推 進 内 容
① 後部座席を含む全席シートベルト着用・チャイルドシート着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭では、シートベルトやチャイルドシートの着用の効果、必要性について、家族で話し合うとともに、車で出かける家族に「シートベルト、チャイルドシートを忘れないでね」と声かけする。 ○職場では、朝礼時等の機会を通じ、シートベルトの着用効果を理解させるほか、定期的に着用調査を実施して、着用率の向上を図る。 ○街頭指導をはじめ、あらゆる広報媒体による啓発を行うほか模擬衝突体験車（シートベルトコンビンサー）の積極的な活用により、着用意識の向上を図る。 ○運転者は、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルトやチャイルドシートの正しい着用を徹底するよう周知を行う。
② 「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○6月及び10月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」とし、特に後部座席の着用率向上に向けた集中的な広報・啓発活動を展開する。(P16主な交通安全キャンペーン参照) ○幼児交通安全クラブ（ぞうさんクラブ）活動において、幼児の保護者向けにシートベルト・チャイルドシートの全席着用について周知する。

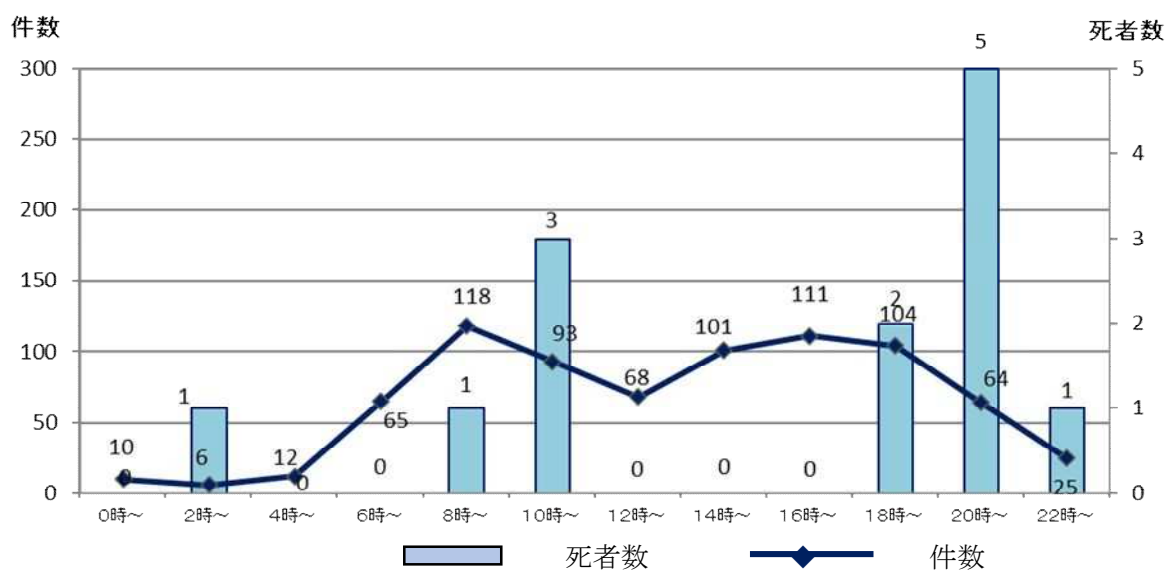
(7) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

令和4年中の市内における夜間(18時～6時)の交通事故死者数は9人(前年3人)で、全死者数の69.2%を占めており、内訳は、歩行者は7人(前年2人)、自動車利用者が2人(前年1人)でした。

時間帯では、夕暮れ時から夜間の時間帯となる「16時～20時」のいわゆる“魔の時間帯”の死者数が2人(前年1人)、交通事故件数が215件(前年219件)となっています。

このため、歩行者・自転車利用者に対し反射材等の普及啓発を図るとともに、運転者に対し日没約30分前の早めのライト点灯と先行車・対向車がない場合のハイビームの適切な使用、夕暮れ時と夜間、特に魔の時間帯における事故の危険性を認識した安全運転の励行を推進します。

【市内時間別交通事故件数】



推進事項	推進内容
①歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者に対する明るく目立つ色の服装と反射材用品の着用や、自転車利用者に対するライト点灯及び自転車側面等の反射材用品の装着を徹底する「交通安全ピカピカ運動」を推進する。 ○高齢者に対する世帯訪問や出前講座を通じ、夜間の不必要な外出を自粛するように働きかけるとともに、外出の際は、反射材用品の着用を徹底する。
②運転者に対する安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○こまめなハイビーム・ロービームの切替えを徹底し、夕暮れ時から夜間にかけて多発する交通事故を防止するための「ハイビームの適切な使用運動」を推進する。 ○日没約30分前の早めのライト点灯を呼びかける「トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン」及び「夜間の交通事故防止 笑顔で“ハ、ハ、ハ”運動」を推進する。 ○11月の県民交通安全の日(11月15日)「夕暮れ時の街頭啓発活動日」に街頭活動を行う。

(8) 踏切道における交通の安全

平成30年から令和4年の5年間に於いて、市内の踏切における死亡事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう）が2件発生しております。事故発生場所は、令和2年は岐阜市田神の名鉄各務原線踏切、令和4年は岐阜市加納大石町の名鉄名古屋本線踏切でそれぞれ普通列車にはねられ死亡しています。

ひとたび踏切事故が発生すれば、多数の死傷者が生じるおそれがあるほか、地域の交通に長時間にわたり支障をきたすおそれもあります。

踏切道での交通渋滞を緩和するとともに、交通の安全と円滑化を図るための措置等の対策を推進していきます。

推進事項	推進内容
① 踏切道の立体交差化、構造改良の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通量の多い踏切道が連続している地区等については、連続立体交差化等により踏切道の除却を促進する抜本的対策と、構造の改良等による速効対策の両輪による総合的対策を講ずる。 ○名鉄名古屋本線の名鉄岐阜駅から岐南駅までを高架化する鉄道高架化事業が令和2年3月に都市計画決定されており、市内13箇所の踏切を除却する本事業の推進により踏切事故の解消を図る。
② その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	<ul style="list-style-type: none"> ○踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。 ○また、踏切の交通の円滑化を図り、渋滞を緩和するため踏切の適切な運用を呼びかける。

4 主な交通安全キャンペーン

(岐阜県交通安全活動推進要領に準拠)

(1) 四季の交通安全運動

運動名	実施期間
春の全国交通安全運動	5月11日(木)～5月20日(土)
夏の交通安全県民運動	7月11日(火)～7月20日(木)
秋の全国交通安全運動	9月21日(木)～9月30日(土)
年末の交通安全県民運動	12月11日(月)～12月20日(水)

(2) 交通安全月間等

名称	期間
自転車の安全利用推進月間	5月
シートベルト・チャイルドシート着用強調月間	6月・10月

(3) 日を定めて行う活動

名称	期間
県民交通安全の日 <u>11月15日(水)</u> 夕暮れ時の街頭啓発活動日	4月17日(月) 5月11日(木)
	6月15日(木) 7月11日(火)
	9月21日(木) 10月16日(月)
	<u>11月15日(水)</u> 12月11日(月)
	1月15日(月) 2月15日(木)
3月15日(金)	
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日(土)及び9月30日(土)

(4) 表彰

種別	実施時期
交通安全功労者表彰	11月6日(月)(予定)

5 岐阜市の主要事業計画等

(1) 令和4年度 主要事業報告

事業名	内容	
岐阜市交通安全推進協議会	○7月4日(月) ぎふメディアコスモスかんがえるスタジオにて開催 令和4年度岐阜市交通安全重点推進施策 の協議等	
○春の全国交通安全運動 ○夏の交通安全県民運動 ○秋の全国交通安全運動 ○年末の交通安全県民運動	○4月6日(水)～4月15日(金) ○7月11日(月)～7月20日(水) ○9月21日(水)～9月30日(金) ○12月11日(日)～12月20日(火)	
高齢者対策	交通安全出前講座 (主に高齢者向け)	○市内に在住・在勤・在学の団体等を対象に、「交通ルール・マナー」を楽しくわかりやすく理解していただくための出前講座を積極的に実施 ・ 高齢者 21回 523人 (R3:15回 386人) ○交通安全出前講座のDVDを希望する団体等へ貸し出し
	高齢者世帯訪問事業	○9月～2月 岐阜市交通安全女性、交通安全協会各支部、自治会連合会、老人クラブ等の協力のもと、世帯訪問指導員が高齢者宅を訪問し、チラシ等を配布 ・市内50地区の約10,500世帯で実施
	高齢者等運転免許証 自主返納支援事業	○一層の交通事故防止を目的とし、高齢者等で運転免許証を自主返納した人に、ICカード乗車券「アユカ」(岐阜バス)、「マナカ」(名鉄等・H31.4月より追加)の交付又は、高齢福祉課が発行している「高齢者おでかけバスカード」へのチャージを実施 ・ 申請者917人 (R3:1,161人)
	ラジオ放送等による 広報啓発	○各種運動の強化月間等に合わせ、ラジオ放送(ぎふチャン、シティFMぎふ)、広報ぎふにおいて、年間を通じ、高齢者向け啓発や自転車点検・保険の加入等について広報 ・ラジオ放送5回 ・広報ぎふ (自転車の交通安全と保険加入義務など(7/1号)、自転車の安全な利用を(10/1号)) ○岐阜市広報番組において「 岐阜市の交通安全推進の取組み 」をテレビ放送
	高齢運転者向け啓発 活動	○警察の協力により運転シミュレーターを利用して、高齢運転者の交通安全啓発活動を実施 1回

子ども対策	幼児への交通安全教育	○ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園 で、子どもの 心身の発達段階 に応じた 交通安全教室を実施 ・141回 幼児11,857人 保護者602人
	自転車安全利用啓発	○自転車の違反行為に対する罰則や保険加入の必要性についてのチラシを、中・高校生へ配布 ○広報ぎふにおいて、自転車保険（損害賠償保険）への加入を促進する記事を掲載
	小・中・高校生への交通安全教育	○ 小・中・高等学校 で、子どもの 心身の発達段階 に応じた 交通安全教室を実施 ・小学校の交通少年団入団式 27校 ・小学校交通安全教室の指導 15校 1,488人 ・中学・高等学校交通安全教室の指導 1校 155人 ○ タブレットを活用した小・中学生への交通安全情報の発信
	「自転車安全運転者証」交付事業	○警察署や交通安全協会等と連携し、自転車の交通ルール・マナーを学ぶ講習会の受講者に「 自転車安全運転者証 」を交付 ・ 3,539人 （R3：2,319人）
	自転車安全利用推進校事業	○通学等で自転車を利用する機会が多い中・高校生に対し、街頭啓発及び安全利用講習会等を通じて交通ルールの習得と交通マナー意識の向上を図る。 ・令和4年度は 岐阜県立岐阜北高等学校、聖マリア女学院中学高等学校にて実施
その他	岐阜市交通安全女性連絡協議会（委嘱式・総会）	○4月27日（水）ぎふメディアコスモスみんなのホールにて開催 ・令和4・5年度役員を承認 ・令和3年度事業及び収支決算報告を承認 ・令和4年度事業計画及び収支予算を承認
	ぎふ道三まつり交通安全啓発	○ぎふ道三まつりに参加し、岐阜中警察署、JAF等の協力により、 シートベルトコンビンサーによるシートベルト着用時の模擬衝突体験 を通じた 交通安全啓発を実施
	ぎふ信長まつり交通安全啓発	○ぎふ信長まつりに参加し、岐阜中警察署と連携し、 チラシや啓発物品の配布による交通安全啓発を実施
	岐阜市交通安全功労者表彰式	○交通安全に功労のあった個人・団体の表彰 （表彰：個人23人 学校2校 団体2団体）
	河川安全啓発事業	○長良川におけるバーベキュー等での飲酒運転を防止するため、河川敷を中心に「飲酒運転根絶」等ののぼり旗を設置
	交通教室の維持管理	○ 荒田公園・畜産センター公園の交通教室施設維持管理 ・ゴーカードの更新 ・利用実績 荒田公園 3,397人 畜産センター公園 6,723人
	交通啓発事業	○ 飲酒状態体験ゴーグルを装着 し、運転シミュレーター等により飲酒運転の危険性を体験することによる啓発活動を実施

(2) 令和5年度 主要事業計画

令和5年交通安全年間スローガン

○一般部門

・運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの

「運転は ゆとりとマナーの 二刀流」

・歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの

「自転車に 乗るなら必ず ヘルメット」

○こども部門

「ぺだるこぐ ぼくのあいぼう へるめっと」

※(一財)全日本交通安全協会・毎日新聞社共催「交通安全年間スローガン」内閣総理大臣賞(最優秀作)

事業名		内容
岐阜市交通安全推進協議会		○6月2日（金）岐阜市役所6-1大会議室にて開催 ・令和5年度岐阜市交通安全重点推進施策の協議等
○春の全国交通安全運動		○5月11日（木）～5月20日（土）
○夏の交通安全県民運動		○7月11日（火）～7月20日（木）
○秋の全国交通安全運動		○9月21日（木）～9月30日（土）
○年末の交通安全県民運動		○12月11日（月）～12月20日（水）
高齢者対策	交通安全出前講座 （主に高齢者向け）	○市内に在住・在勤・在学の団体等を対象に、「交通ルール・マナー」を楽しくわかりやすく理解していただくための出前講座を積極的に実施 ○交通安全出前講座のDVDを希望する団体等へ貸し出し
	高齢者世帯訪問事業	○9月～12月末 岐阜市交通安全女性、交通安全協会各支部、自治会連合会、老人クラブ等の協力のもと、世帯訪問指導員が高齢者宅を訪問する
	高齢者等運転免許証自主返納支援事業	○一層の交通事故防止を目的とし、 高齢者等で運転免許証を自主返納した人に、公共交通機関のICカード乗車券「アユカ」又は「マナカ」の交付、高齢福祉課が発行している「高齢者おでかけバスカード」へのチャージのいずれかを行うとともに反射材を配布する ○運転免許証自主返納リーフレットを、自治会連絡協議会を通して年2回全世帯へ班回覧
	ラジオ放送等による広報啓発	○各種運動の強化月間等に合わせ、ラジオ放送（ぎふチャン、シティFMぎふ）、広報ぎふにおいて、年間を通じ、高齢者向け啓発や自転車のルール・マナー等について広報する

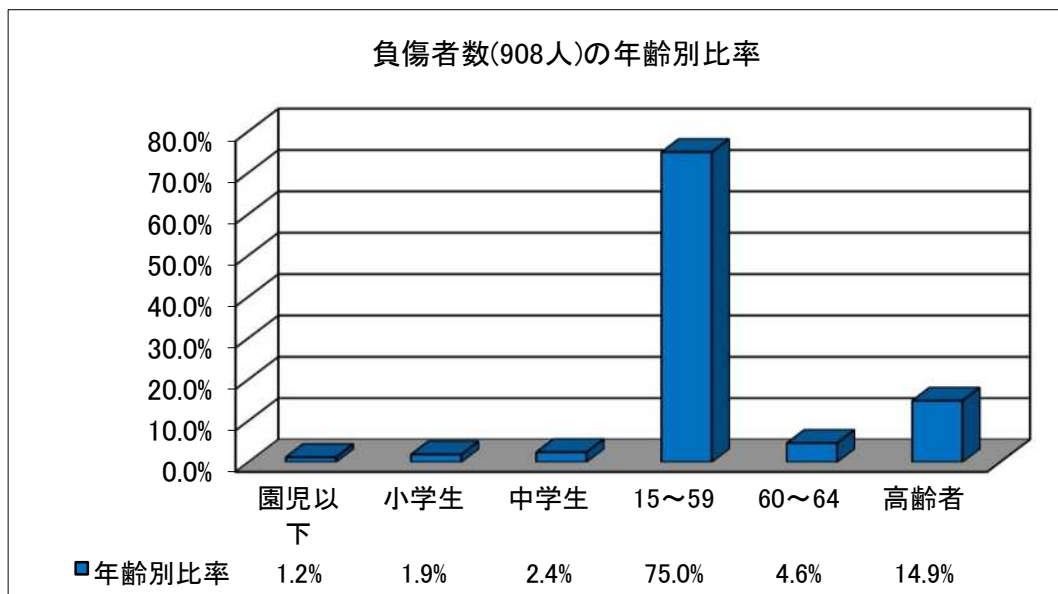
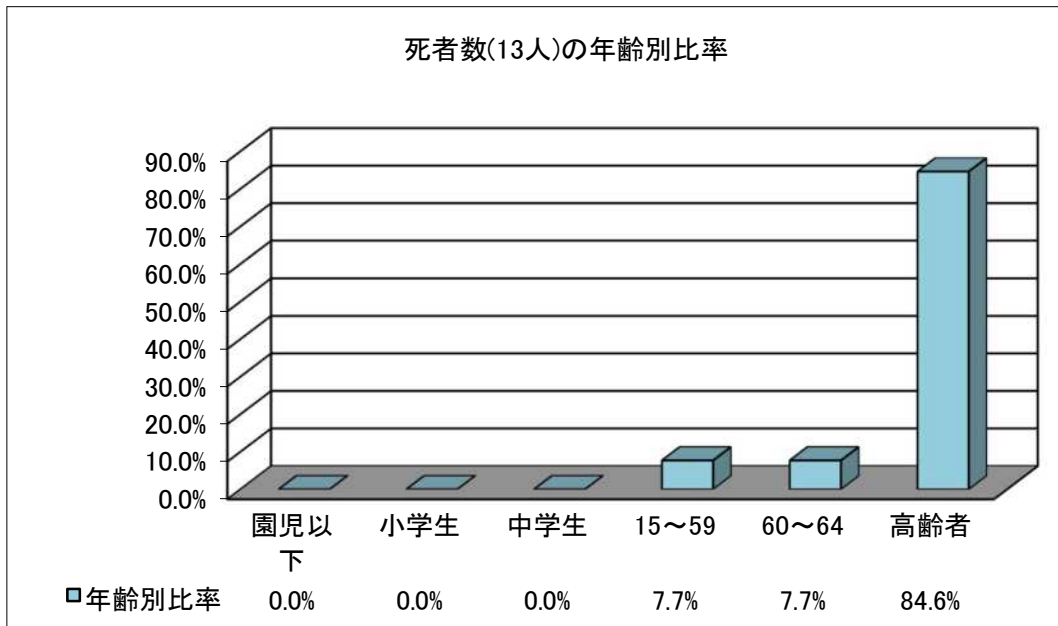
子ども対策	幼児への交通安全教育 (ぞうさんクラブ育成事業)	○ 保育所(園)・幼稚園・認定こども園 で、子どもの 心身の発達段階 に応じた 交通安全教室を実施 ・平成29年度より、幼児交通安全クラブ(ぞうさんクラブ)加入年齢をこれまでの3歳児以上から2歳児及びその保護者にも拡大
	小学生への交通安全教育	○ 小学校 で、子どもの 心身の発達段階 に応じた 交通安全教室を実施 ・小学校の交通少年団入団式 ・小学校交通安全教室の指導
	自転車安全利用啓発	○自転車の違反行為に対する罰則や保険加入の必要性についてのチラシを、中・高校生へ配布 ○広報ぎふにおいて、 改正道路交通法が施行され、年齢問わず乗車用ヘルメットの着用が努力義務 になることについて記事を掲載
	「自転車安全運転者証」交付事業	○警察署や交通安全協会等と連携し、自転車の交通ルール・マナーを学ぶ講習会の受講者に 「自転車安全運転者証」を交付
	自転車安全利用推進校事業	○通学等で自転車を利用する機会が多い中・高校生に対し、街頭啓発及び安全利用講習会等を通じて交通ルールの習得と交通マナー意識の向上を図る ・令和5年度は 済美高等学校、鶯谷中学・高等学校にて実施
その他	交通啓発事業	○4月1日(土)～2日(日)ぎふ道三まつりにおいて、中警察署、JAF等の協力により、シートベルトコンビンサーによるシートベルト着用時の模擬衝突体験を通じた交通安全啓発を実施 ○ 飲酒状態体験ゴーグルを装着 し、運転シミュレーター等により飲酒運転の危険性を体験することによる啓発活動を行う
	岐阜市交通安全女性連絡協議会(総会)	○4月27日(木)ぎふメディアコスモスみんなのホールにて開催 ◇総会で以下について承認 ・令和4年度事業報告及び収支決算 ・令和5年度事業計画及び収支予算
	交通安全啓発パレード	○秋季のぎふ信長まつりに参加し、“めざせ!交通死亡事故ゼロ”をスローガンに中警察署・岐阜市交通安全女性連絡協議会・交通安全協会・岐阜市職員による交通安全啓発を実施
	岐阜市防犯・交通安全功労者表彰式	○11月6日(月)(予定)ぎふメディアコスモスみんなのホールにて開催 ・防犯・交通安全に功労のあった個人・団体・学校の表彰式を実施
	交通教室の維持管理	○荒田公園・畜産センター公園内の交通教室の施設維持管理

6 資料集

(1) 岐阜市の交通事故概要（警察署管内別）

	人身事故件数					死者数					負傷者数					死傷者数 (A+B)
	計	中署	南署	北署	羽島署 (柳津)	計(A)	中署	南署	北署	羽島署 (柳津)	計(B)	中署	南署	北署	羽島署 (柳津)	
昭和45年	3,619					44					4,790					4,834
46年	3,270					31					4,413					4,444
47年	2,876					36					3,788					3,824
48年	2,636	1,456	692	488		42	22	10	10		3,441	1,904	910	627		3,483
49年	2,210	1,225	559	426		20	10	7	3		2,963	1,601	791	571		2,983
50年	2,115	1,151	513	451		27	12	12	3		2,783	1,467	707	609		2,810
51年	1,963	1,047	447	469		31	16	9	6		2,489	1,324	568	597		2,520
52年	1,783	940	443	400		32	12	10	10		2,304	1,197	572	535		2,336
53年	1,695	914	407	374		23	10	5	8		2,131	1,120	545	466		2,154
54年	1,721	903	411	407		30	13	5	12		2,185	1,130	536	519		2,215
55年	1,686	820	438	428		38	16	7	15		2,152	1,042	590	520		2,190
56年	1,723	882	448	393		25	10	9	6		2,245	1,122	613	510		2,270
57年	1,801	964	436	401		25	13	7	5		2,306	1,228	578	500		2,331
58年	1,809	879	466	464		32	7	12	13		2,440	1,158	632	650		2,472
59年	1,722	792	450	480		24	5	9	10		2,289	1,075	598	616		2,313
60年	2,112	885	551	676		35	13	8	14		2,747	1,117	744	886		2,782
61年	2,312	1,028	679	605		24	10	4	10		3,006	1,305	897	804		3,030
62年	2,324	1,048	699	577		27	12	9	6		2,931	1,318	874	739		2,958
63年	2,282	986	620	676		39	14	12	13		2,968	1,280	800	888		3,007
平成元年	2,531	1,012	730	789		28	11	9	8		3,341	1,331	970	1,040		3,369
2年	2,662	1,121	811	730		36	9	15	12		3,337	1,389	1,062	886		3,373
3年	2,836	1,113	882	841		35	13	7	15		3,643	1,373	1,170	1,100		3,678
4年	2,907	1,157	829	921		29	15	7	7		3,808	1,479	1,142	1,187		3,837
5年	2,953	1,193	856	904		37	13	10	14		3,806	1,527	1,146	1,133		3,843
6年	2,896	1,168	809	919		44	18	12	14		3,697	1,460	1,061	1,176		3,741
7年	3,230	1,256	929	1,045		40	11	15	14		4,218	1,618	1,267	1,333		4,258
8年	3,367	1,294	894	1,052	127	24	7	8	7	2	4,336	1,646	1,218	1,327	145	4,360
9年	3,298	1,288	842	1,060	108	40	11	9	19	1	4,355	1,651	1,161	1,401	142	4,395
10年	3,408	1,256	850	1,178	124	35	11	15	4	5	4,408	1,600	1,075	1,584	149	4,443
11年	3,773	1,392	960	1,290	131	25	7	4	14	0	4,936	1,755	1,295	1,709	177	4,961
12年	4,087	1,443	1,010	1,460	174	20	8	4	7	1	5,322	1,831	1,339	1,910	242	5,342
13年	4,083	1,577	1,039	1,321	146	30	12	9	9	0	5,388	1,990	1,423	1,766	209	5,418
14年	3,919	1,397	1,016	1,355	151	44	13	9	16	6	5,143	1,757	1,356	1,806	224	5,187
15年	3,967	1,493	1,051	1,271	152	27	9	9	7	2	5,167	1,870	1,406	1,677	214	5,194
16年	4,007	1,453	1,077	1,294	183	32	13	7	10	2	5,243	1,816	1,432	1,748	247	5,275
17年	3,885	1,409	1,049	1,259	168	28	8	5	11	4	5,074	1,765	1,424	1,667	218	5,102
18年	3,769	1,289	1,078	1,235	167	22	7	7	8	0	5,006	1,666	1,461	1,655	224	5,028
19年	3,439	1,139	975	1,165	160	18	6	7	3	2	4,547	1,474	1,347	1,521	205	4,565
20年	3,328	1,041	1,006	1,142	139	22	8	2	12	0	4,339	1,273	1,370	1,494	202	4,361
21年	3,222	1,043	909	1,137	133	23	12	4	7	0	4,181	1,287	1,212	1,492	190	4,204
22年	3,342	1,039	977	1,207	119	20	11	3	5	1	4,293	1,277	1,296	1,567	153	4,313
23年	2,944	953	853	1,023	115	5	2	2	1	0	3,843	1,192	1,138	1,345	168	3,848
24年	2,946	877	855	1,101	113	18	6	6	6	0	3,819	1,134	1,082	1,427	176	3,837
25年	2,648	854	782	912	100	18	3	4	11	0	3,468	1,078	1,021	1,246	123	3,486
26年	2,352	702	746	789	115	20	8	4	8	0	3,109	905	1,024	1,031	149	3,129
27年	1,987	686	562	653	86	21	8	7	5	1	2,567	853	724	879	111	2,588
28年	1,704	611	459	531	103	16	7	2	6	1	2,229	766	633	692	138	2,245
29年	1,401	496	410	423	72	14	5	2	6	1	1,774	634	528	521	91	1,788
30年	1,219	432	380	332	75	16	6	6	4	0	1,500	523	466	420	91	1,516
令和元年	1,185	464	356	305	60	7	2	2	3	0	1,475	570	433	383	89	1,482
2年	842	310	263	218	51	6	2	2	2	0	1,027	386	320	261	60	1,033
3年	782	315	237	193	37	5	2	0	1	2	957	394	289	230	44	962
4年	777	292	257	196	32	13	3	3	6	1	908	346	307	219	36	921

	園児以下	小学生	中学生	15～59	60～64	高齢者	合計
死者数	0	0	0	1	1	11	13
比率	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	84.6%	100%
負傷者数	11	17	22	681	42	135	908
比率	1.2%	1.9%	2.4%	75.0%	4.6%	14.9%	100%



(3) 岐阜市交通安全推進協議会要綱

岐阜市交通安全推進協議会要綱

	平成19年	2月13日	決裁
一部改正	平成20年	4月1日	決裁
一部改正	平成24年	3月15日	決裁
一部改正	平成25年	4月1日	決裁
一部改正	平成26年	3月27日	決裁
一部改正	令和2年	3月26日	決裁
一部改正	令和4年	4月1日	決裁

(設置)

第1条 本市の交通安全計画に基づき交通安全対策を推進するため、岐阜市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 交通事情の把握及び交通安全対策のための関係機関、団体等との連絡調整
- (2) 交通安全思想の普及の徹底
- (3) 道路交通環境の整備の促進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通安全対策に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、岐阜市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、市民生活部に関する事務を主に担任する副市長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 会長は、第2条各号に掲げる事項について専門的に研究及び協議をする必要があると認めるときは、協議会に部会を置く。

2 部会員は、会長が必要に応じて、委員の中から指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会における協議の結果を会長に報告するものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(報告)

第8条 会長は、前条第4項の規定により報告された事項を、次の協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部地域安全推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

岐阜市議会厚生委員長
中部運輸局岐阜運輸支局長
岐阜中警察署長
岐阜南警察署長
岐阜北警察署長
岐阜羽島警察署長
岐阜市自治会連絡協議会代表
岐阜市身体障害者福祉協会代表
岐阜中地区交通安全協会会長
岐阜南地区交通安全協会会長
岐阜北地区交通安全協会会長
岐阜羽島地区交通安全協会会長（柳津町地区代表）
岐阜市交通安全女性連絡協議会会長
岐阜県タクシー協会会長
岐阜県トラック協会会長
岐阜県バス協会会長
岐阜駐車協会会長
名古屋鉄道株式会社岐阜幹事駅長
岐阜市小中学校校長会代表
岐阜市老人クラブ連合会代表
東海旅客鉄道株式会社岐阜駅長
岐阜県自転車軽自動車商協同組合理事長
岐阜市都市建設部長
岐阜市基盤整備部長
岐阜市市民生活部長

